平成３０年（フ）第２１号
長野県上田市踏入２丁目14番７号　カレッジサイドマンション105号
債務者　大槻　信行
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
長野地方裁判所上田支部

平成３０年（フ）第３０号
静岡県富士宮市内野1551番地の20　グループホームあさぎりみどりの家
債務者　小山さとみ
1　決定年月日時　平成30年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成３０年（フ）第３１号
静岡県富士市今泉４丁目９番12号
債務者　稲木　　亮
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成３０年（フ）第４１号
静岡県富士市伝法2619―86　フレグランス88Ｃ―102、住民票上の住所静岡県富士市今泉3359番地の１　パレス今泉102号
債務者　竹下　克也
1　決定年月日時　平成30年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成３０年（フ）第２６号
鳥取県鳥取市興南町８番地１　安田ハウス201号、住民票上の住所鳥取県八頭郡智頭町大字大呂119番地
債務者　上河原圭子
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１６８号
広島県大竹市玖波８丁目２番９号
債務者　岡村　和子（旧姓原田）
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２２号
広島県三原市沼田東町片島546番地７　グランドメゾン片島Ｂ棟101号
債務者　竹本　健二
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成３０年（フ）第２７号
山口県下関市彦島西山町３丁目19番12号
債務者　都野　直子（旧姓徳永・山脇）
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成３０年（フ）第３３号
山口県下関市彦島迫町５丁目９番６―105号三井化学宮の前アパート、前住所山口県下関市貴船町４丁目６番12―111号　レジデンス貴船
債務者　中村弦太郎
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成３０年（フ）第１９号
愛媛県新居浜市繁本町９番1024号　ダイアパレス繁本町204号、前住所愛媛県新居浜市江口町２番26号
債務者　西原　菜月
1　決定年月日時　平成30年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
松山地方裁判所西条支部

平成３０年（フ）第６号
高知県高岡郡佐川町甲1677番地３　青山荘102号、前住所高知県高岡郡佐川町甲816番地
債務者　古味　久嗣
1　決定年月日時　平成30年３月28日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成３０年（フ）第３号
福岡県柳川市隅町72番地
債務者　川口　正義
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成３０年（フ）第１３号
福岡県田川市大字伊田2717番地　三井鎮西鎮西団地15―３―３
債務者　石本　邦子
1　決定年月日時　平成30年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成３０年（フ）第３５号
宮崎県都城市太郎坊町1675番地
債務者　久保田智博
1　決定年月日時　平成30年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成３０年（フ）第８３号
鹿児島県鹿児島市下荒田２丁目１番１号　サンプラス荒田706号
債務者　松本　栞菜
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第３０号
鹿児島県鹿屋市吾平町上名3631番地
債務者　宮田　美好
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係